

日々の生活のなかで、安全な食品を口にします。それは、すべての人間に保証されるべき権利であるが、先進国・発展途上国を問わず、この権利は脅かされている。日本も例外ではない。例えば、2012年の8月に、国内の浅漬け製造業者が、原材料を十分に殺菌しなかったために、製品を腸管出血性大腸菌で汚染させ、169名の被害者を発生させるなど、食品汚染は、深刻な社会問題と化している。

こうした食品汚染の問題を巡り、近年、食品安全のレギュラトリーサイエンス（食品安全行政を支援し、食品分野の科学技術を人間生活に適用する際の調整をおこなう科学）の必要性が提起され、研究の蓄積がすすめられている。具体的には、リスク分析や危害分析重要管理点方式（HACCP）といった、食品汚染を未然に防ぐための措置（予防措置）の枠組みを普及・深化させ、かつ予防措置の枠組みの運用に必要な科学的データを収集すべく、数多くの研究が展開されてきた。

しかし一方で、食品汚染は、完全には予防され得ないものである。そのため、万が一、食品汚染が発生したときに、被害抑制の措置（危機管理）を迅速に実施できるようにすべく、危機管理の枠組みを構築しておくことが求められているが、こうした枠組みの構築は、予防措置に比して遅れている。加えて、予防措置や危機管理の実施が求められる事態に際し、食品事業者が、逸脱行為に従事して、重大な事故を引き起こしている。例えば、2000年に、国内の飲用乳製造業者が、脱脂粉乳を黄色ブドウ球菌の産生毒素で汚染させたにもかかわらず、安全性を確認する注意義務を果たさずに、脱脂粉乳を出荷した。その結果、約1万4000名の消費者が食中毒に罹患したが、このような逸脱行為の意思決定の機序も、十分には解明されていない状況にある。

そこで本論文は、次の2つの研究課題を設定した。すなわち、第一の課題は、食品汚染事故の発生時における食品事業者の危機管理について、体系的な作業手順を構築することである。第二の課題は、食品の安全にかかわる事業者の逸脱行為（以下、食品安全事犯）について、その意思決定の機序を解明することである。

このうち、第一の研究課題（食品事業者の危機管理の体系的な作業手順の構築）は、本論文の第1章で取り扱われた。具体的には、まず、英国食品基準庁や米国農務省食品安全検査局といった欧米の政府機関の指針と、国内の研究者の論考を整理し、食品汚染の被害抑制に必要な作業（必要作業）とその実施方法・事前準備を仮説として提示した。その上で、優れた危機管理のしくみをもつ、国内の大手酒類製造業者2社を対象に、聞き取り調査と意見聴取をおこない、事例分析を実施して、仮説を質的に検証した。

仮説を検証した結果として、本論文は、食品事業者の危機管理について、12の必要作業を特定するに到った。この12の必要作業のなかには、例えば、「製品の不適合を示唆する情報の把握と担当部署への統合」や「緊急事態対応の必要性の判断」といった、危機の発生の有無を判定するための作業、「汚染製品の範囲の特定」や「必要な措置（製品回収・情報の開示など）の決定」といった、被害抑制にかかわる作業、「汚染物質、汚染源、汚染原因の特定」という汚染の様態を特定するための作業、「危機管理の反省点の抽出と改善」といった、事故の収束後の対応などが含まれる。また、仮説の検証の過程で、本論文は、「製品の不適合を示唆する情報の把握と担当部署への統合」、「緊急事態対応の必要性の判断」、「汚染製品の範囲の特定」、および「必要な措置の決定」（特に、情報の開示）について、新たな実施方法を特定した。

一方、本論文の提示した、危機管理の必要作業とその実施方法・事前準備に関する仮説は、大手酒類製造業者という極めて特殊な事例との比較によって検証されたにすぎない。言い換えれば、規模の小さな事業者や、酒類とは異なる特性をもつ商品の取扱事業者の危機管理に対しても、本論文の仮説があてはまるか否かは明らかにされていない。加えて、

食品汚染の様態が判明しないときの緊急事態対応の必要性の判断の実施方法は、実務にとっての重大な関心事であると考えるが、本論文は、この方法を十分には特定できていない。上記の点が、今後の課題として残されている。

つぎに、第二の研究課題（食品安全事犯の意思決定機序の解明）についてだが、この課題は、第2章、第3章、第4章でとりあつかわれた。このうち、第2章では、食品安全事犯の意思決定の機序に関するモデルを作成し、第3章・第4章では、国内の食品安全事犯の事例分析をもとに、モデルの適用可能性を検証し、食品安全事犯の特徴を明らかにした。

まず第2章について説明する。企業や公的機関の成員による逸脱行為の組織的、心理的要因を巡っては、犯罪社会学のホワイトカラー犯罪分野で、理論が蓄積されている。そこで、本論文は、ホワイトカラー犯罪の理論を吟味し、食品安全事犯の意思決定の機序に関するモデルを作成することにした。

作成されたモデルによれば、食品安全事犯の意思決定は、動機の形成に関する局面と、行為の選択に関する局面に分けられる。動機形成の局面についていえば、食品企業の成員は、何らかのストレス条件（商品事故、経済状況の悪化、社会的地位の低下、激務など）に直面すると、否定的な情動（怒り、恐怖、抑うつなど）を発生し、ストレス条件や情動の是正に対する欲求（是正欲求）をもつようになる。なお、ここで生じる否定的情動の強弱は、ストレス条件に対する成員の主観的評価の仕方によって左右される。

否定的情動と是正欲求をいただいた後には、企業成員は、行為選択の局面に入る。具体的には、企業成員は、是正欲求を満たすための行為として、ストレス条件の受容、ストレス条件の合法的な解決、ストレス条件の非合法的な解決の3つを知覚する。このとき、価値葛藤（複数の価値が背反しているようにみえる状況）の解決策を創造する能力や、周囲の人物からの適切な助言があれば、成員は、合法的な解決を知覚しやすくなるのに対し、ホワイトカラー犯罪を優れた問題解決策とみなすような意義付けや、ホワイトカラー犯罪の技能があれば、成員は、非合法的な解決、すなわち食品安全事犯を知覚しやすくなる。

ついで、企業成員は、自らの知覚した行為のなかから、いずれかを採択することになる。このとき、ストレス条件が脅かしている価値を、成員が重視していれば、成員によるストレス条件の受容は困難になる。合法的な解決と、非合法的な解決（食品安全事犯）のいずれかを選ぶ際には、双方の便益やコストが選択に影響をおよぼすほか、成員が自らの道徳規範の抑制を無効化できる状況にあると、成員は非合法的な解決を採択しやすくなると考えられる。

加えて、文化または下位文化（職業文化、業界文化、組織文化、組織内の部署の文化）が、競争における勝利や成功を過度に強調する場合には、それが、企業成員の主観的評価の仕方に影響をおよぼし、成員の否定的情動を強める。さらに、これらの文化・下位文化には、ストレス条件によって脅かされている価値の重要性を高めて、ストレス条件の受容を困難にするとともに、道徳規範の抑制の無効化を促進する機能があるとモデルでは想定されている。

つづいて、第3章、第4章について説明する。第2章で作成されたモデルの妥当性を検討し、食品安全事犯の意思決定の特徴を明らかにするために、第3章、第4章では、国内の食品安全事犯を対象に、事例分析が実施された。すなわち、第3章では、2000年6月に発生した、飲用乳製造業者による集団食中毒事件において、汚染された脱脂粉乳を製造・出荷して健康被害を発生させた上で、自社工場の作業記録を改ざんした、工場長の意思決定が分析された。第4章では、2002年5月の大手飲食フランチャイズ事業者による無認可添加物入り肉まんの販売事件において、肉まんの販売を指示した、取締役2名の意思決定が分析された。

なお、事例分析のデータについては、ホワイトカラー犯罪分野の調査手法を参考に、刑事資料から採取することにした。具体的には、刑事確定訴訟記録法にもとづいて、所管の検察庁に申請し、上記事件の裁判書、検察官調書、および警察官調書を閲覧し、そのメモを作成することで、データを収集した。

第3章と第4章の事例分析の結果からは、食品安全事犯の動機形成について、以下のことが明らかになった。すなわち、汚染された脱脂粉乳や、無認可添加物の販売の意思決定は、商品事故の発生というストレス条件を契機としている一方で、工場の作業記録の改ざんの意思決定は、不適切な衛生管理の露見の可能性というストレス条件を契機としていた。これらのストレス条件から、工場長や取締役らは、逃避的な情動（社内評価の低下への恐怖、事故への戸惑い、事故の隠ぺいに対する社会的非難への忌避感など）を発しており、この情動を解消しようとする過程で、逸脱行為の選択に追いやられていた。

逸脱行為の選択についていえば、工場長は、汚染された脱脂粉乳の安全性を確認するための検査の必要性を意識的に無視していた。取締役らは、i) 会社の利益を消費者の健康よりも上位の価値として位置付ける、または、ii) 無認可添加物の海外における使用例を参照し、その危険性を否認して、無認可添加物入り肉まんの販売を正当化するなど、逸脱行為の選択時には、道徳的規範が無効化される傾向のあることが確認された。

加えて、逃避的情動が弱い場合には、従事者は、合法的解決（商品事故の公表、汚染製品の廃棄）と逸脱行為（汚染製品の販売）のコストを比較考量する一方で、逃避的情動の強い従事者の意思決定には、コストの比較考量という過程はみられなかった。

さらに、商品事故というストレス条件に直面したときに、商品事故の隠ぺいに対する社会的非難を想起して逃避的情動を抱いた人物は、合法的解決（商品事故の公表、汚染製品の廃棄）を強く志向しながらも、周囲の圧力に負けて、逸脱行為を選択したのに対し、同じストレス条件から、社内評価の低下への恐怖や、事故に対する戸惑いを覚えた人物は、最初から逸脱行為を志向していた。

食品安全事犯の意思決定に対する文化や下位文化の影響に言及すれば、生産効率を最優先するような下位文化のもとでは、食品企業の成員は、商品事故や不適切な衛生管理の露見というストレス条件に、強い逃避的情動をもつようになっていた。加えて、成員を互いに敵視するような下位文化のもとでは、商品事故に対する合法的な解決（商品事故の公表、汚染製品の廃棄）を選択すれば、自らの勢力に悪影響がおよぶと考え、成員は合法的解決のコストを高く見積もる場合があると判明した。

ただし、本論文は、少数の事例分析から、食品安全事犯の意思決定の特徴を解明しようとするものであるため、結論はあくまで示唆に留まる。この結論を一般化するには、データの制約を乗り越え、さらなる事例研究を重ねる必要があるだろう。また、食品安全事犯の意思決定の特徴をふまえた上で、こうした意思決定を回避するための具体的な方法を明らかにすることも求められる。